

国が処理代行
特別措置法案が可決

災害廃棄物

8月12日、東日本大震災で生じた災害廃棄物の処理を被災自治体の要請に応じて国が代行し、処理費用も事実上、国が全額負担する特別措置法案が参院本会議で、全会一致で可決、成立した。

同法では、災害廃棄物処理の基本方針や工程表の策定を国の責務と規定したほか一時保管場所や最終処分場確保のため、被災地以外の自治体に協力を求めることや、海に流出した災害廃棄物の処理指針を策定することなども国の役割とした。

処理費用では国の補助率を平均95%（現行

86.5%）まで引き上げるように、財政事情の厳しい自治体には、最大99%まで配分。自治体の負担分は、地方交付税の加算などで対応し、最終的には全額国の負担

となる。補助率引き上げのための財源では、自治体の環境保全などを支援するため、都道府県に設置されている「地域グリーンニューディール基金」を活用する。